解散公告

当社は、平成二十六年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年六月二十四日

東京都北区滝野川七丁目一番八号

昌立警備株式会社

代表清算人　杉本　出

解散公告

当社は、平成二十六年五月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右記期間にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年六月二十四日

新潟県五泉市営出字横道上三五八九番地二

株式会社トミオカ

清算人　櫻井　俊雄

解散公告

当法人は、平成二十六年三月九日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年六月二十四日

石川県かほく市七窪一一六番地九

特定非営利活動法人景星の会

清算人　河村　明

解散公告

当社は、平成二十六年六月十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年六月二十四日

愛知県名古屋市昭和区福江一丁目九番一三号

池山特殊合板株式会社

代表清算人　鯱木　一郎

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年六月二十四日

愛知県知多郡南知多町大字山海字高座五一

株式会社サンライズ南知多

代表清算人　石黒　武久

解散公告

当社は、平成二十六年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年六月二十四日

愛知県豊川市桜木通五丁目二五番地一

有限会社パブリック

清算人　林　美代子

解散公告

当社は、平成二十六年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年六月二十四日

大阪市西成区岸里東二丁目一四番八号

松崎興業有限会社

清算人　白井千代野

解散公告

当社は、平成二十六年六月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年六月二十四日

神戸市垂水区西舞子二丁目一三番一三号

ヤマハ建設株式会社

代表清算人　長谷川一好

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年六月二十四日

神戸市中央区加納町三丁目二番三―九〇一号

株式会社メディカルクリエーション

代表清算人　福岡　幸治

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年六月二十四日

熊本市西区上熊本二丁目八番三八号

有限会社ホープラボ

代表清算人　中園　英子

解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成二十六年三月十七日に福岡県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年六月二十四日

福岡県田川市大字伊田四六五一番地の一

清算法人赤熊土地改良区

代表清算人　下田　玉利

解散公告（第二回）

当法人は、社員の欠亡により平成二十六年四月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年六月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年六月二十四日

横浜市栄区桂台東一五番一二号

医療法人社団長谷川クリニック

清算人　長谷川　毅

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十六年五月三十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年六月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年六月二十四日

東京都文京区湯島一丁目一一番一〇号

関東鍛金工業厚生年金基金

代表清算人　八幡　順一

解散公告（第三回）

当法人は、責任役員会の決議により、平成二十六年五月二十六日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年六月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年六月二十四日

東京都世田谷区三宿二丁目一九番一〇号

宗教法人扶桑教天明教会

清算人　杉山　和子